

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局総務課
根拠法令等	地方公営企業法(昭和27年8月1日号外法律第292号)
<p>【改正の概要】</p> <p>1 概要</p> <p>    畑寺発電所の規模（最大出力）の変更          510 キロワット → 530 キロワット</p> <p>2 改正理由</p> <p>    平成27年8月1日に運転を開始した畑寺発電所は、最大出力510キロワットの規模として建設を進めてきたが、機器組立後の効率試験において、530キロワットの出力を発生することが確認されたため。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>    ○地方公営企業法（抄）          （地方公営企業の設置）</p> <p>第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。</p>	